

申請枠区分

通常枠

申請ステータス

年度	年度回数	回/次
2025 年	2	回

申請書SharePoint

----- 団体情報から転記

1.助成申請情報

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成28年法律第101号）に基づき資金分配団体として助成を受けたく、下記のとおり申請をします。

なお、下記4に記載した誓約等の内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことにより、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

■ 申請団体が申請に際して確認する事項

(1)申請資格要件（欠格事由）について

申請資格要件について確認しました

(2)公正な事業実施について

公正な事業実施について確認しました

(3)規程類の後日提出について※緊急枠の場合なし

規程類の後日提出について確認しました

(4)情報公開について (情報公開同意書)

情報公開について確認しました

(5)JANPIA役員との兼職関係の有無について

兼職がないことを確認しました

個別相談の実施

■申請団体に関する記載

【申請団体の名称】

公益財団法人おおいた共創基金

団体代表者 役職・氏名

代表理事・鶴田浩一郎

分類

法人番号

4320005008795

団体コード

申請団体の住所

大分市大津町二丁目1番41号大分県総合社会福祉会館

資金分配団体等としての業務を行う事務所の所在地が上記の住所と違う場合

■申請団体が行政機関から受けた指導、命令に対する措置の状況

指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
該当なし	該当なし	該当なし

最終誓約

助成申請情報欄の内容について誓約します

2.連絡先情報

部署・役職・氏名

担当者 メールアドレス

担当者 電話番号

3.コンソーシアム情報

(1)コンソーシアムの有無

コンソーシアムで申請しない

コンソーシアムに関する誓約

【誓約する団体の名称】	【誓約する団体の代表者氏名】	【誓約する団体の役割】

コンソーシアムに参加する全ての団体（以下、「コンソーシアム構成団体」という）は、幹事団体が資金分配団体又は活動支援団体（以下、「資金分配団体等」という）としての助成の申請を行うに際しなお、誓約内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことにより、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

1.コンソーシアム構成団体は、幹事団体を通じてコンソーシアムの実施体制表を提出し、幹事団体が資金分配団体として採択された場合は、一般財団法人日本民間公益活動連携機構との資金提供契約締

2.本誓約書にて誓約をしたコンソーシアム構成団体について、申請締め切り後、コンソーシアム構成団体に変更があった場合は申請を取り下げます。

3.コンソーシアム構成団体が申請に際して確認した次の(1)～(4)の事項等

(1)申請資格要件(欠格事由)について

(2)公正な事業実施について

(3)規程類の後日提出について(※通常枠のみ該当)

(4)情報公開について(情報公開同意書)

(5)JANPIA役員及び審査員との兼職関係の有無について

4. コンソーシアム構成団体が行政機関から受けた指導、命令等に対する措置の状況

団体名	指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

休眠預金活用事業 事業計画書 【2025年度通常枠】

※採択された後の資金提供契約書別紙1の対象は、事業計画書の冒頭から「II. 事業概要」までとします。

必須	申請時入力不要
任意	

基本情報

申請団体	資金分配団体			
資金分配団体	事業名（主）	孤育てママの声を聴き、ともに支えるママの応援隊		
	事業名（副）			
	団体名	公益財団法人おおいた共創基金	コンソーシアムの有無	なし
事業の種類1	①草の根活動支援事業			
事業の種類2	①-2地域ブロック			
事業の種類3	九州ブロック（福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島）			
事業の種類4	①-2地域ブロック			

優先的に解決すべき社会の諸課題

領域／分野	
(1) 子ども及び若者の支援に係る活動	
<input type="radio"/>	① 経済的困窮など、家庭内に課題を抱える子どもの支援
<input type="radio"/>	② 日常生活や成長に困難を抱える子どもと若者の育成支援
<input type="radio"/>	③ 社会課題の解決を担う若者の能力開発支援
<input type="radio"/>	⑨ その他
(2) 日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動	
<input type="radio"/>	④ 働くことが困難な人への支援
<input type="radio"/>	⑤ 孤独・孤立や社会的差別の解消に向けた支援
<input type="radio"/>	⑥ 女性の経済的自立への支援
<input type="radio"/>	⑨ その他
(3) 地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動	
<input type="radio"/>	⑦ 地域の働く場づくりや地域活性化などの課題解決に向けた取組の支援
<input type="radio"/>	⑧ 安心・安全に暮らせるコミュニティづくりへの支援
<input type="radio"/>	⑨ その他
その他の解決すべき社会の課題	

SDGsとの関連

ゴール	ターゲット	関連性の説明
1. 貧困をなくそう	1.2 2030年までに、各国定義によるあらゆる次元の貧困状態にある、全ての年齢の男性、女性、子供の割合を半減させる。	貧困状態にある母親とその子どもたちへ生活物資を届けることにより、貧困の軽減を図る。
17. パートナリシップで目標を達成しよう	17.17 マルチステークホルダー・パートナーシップ さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。	NPOや地域が一体となって協働して、子育てに追われる母親の孤立化の解消に取り組むことにより、地域コミュニティの活性化に寄与する。

I.団体の社会的役割

(1)団体の目的	198/200字
<p>行政、民間企業といった従来の組織では十分に対応しきれない新しい地域問題を解決しようとするボランティア団体、NPO法人、コミュニティ団体等が行う活動に対して、公益活動を支援したい県民や民間企業等から必要な資金を募り、これをNPO等の活動支援に活用することにより、公益活動を強化するとともに、県民全体で公益活動を支える意識の醸成を図り、すべての主体が公益を支える地域社会を創造することを目的とする。</p>	
(2)団体の概要・活動・業務	197/200字
<p>少子高齢化や人口減少の進行等により地域課題が多様化する中、地域の安全・安心な暮らしを維持していくためには、NPOの活躍が期待される。しかし、NPOの多くは活動資金不足等で安定した活動ができていない。そこで、NPOを自立した財政基盤のもと地域課題を解決する実行力のある組織へ育成するため、OA機器助成事業、NPO寄付金集め支援事業等による助成や伴走支援、相談業務、各種講座の開催等を行っている。</p>	

II.事業概要					国外活動の有無	-	資金提供契約締結日	採択後の契約時に用いる欄です
実施時期	(開始)	2026/4/1	(終了)	2029/3/31	対象地域	大分県内	本事業における、不動産（土地・建物）購入の有無 ※助成金で土地の購入はできません。建物の購入（建物新築含む）は原則できません。自己資金等で購入する場合は認められません。詳しくは公募要領をご確認ください。	なし
直接的対象グループ	<ul style="list-style-type: none"> 産後うつハイリスク女性 発達障害の可能性のある小中学生を持つ母親（延べ人数） 要支援児童及びその母親など 				約600人 約7,200人 2,400～2,500人	5,957人（県R6出生数）×10%（日本産婦人科学会公表の罹患率） R4文部科学省調査「学習面又は行動面で著しい困難を示す小学生：10.4%、中学生：5.6%」を基に大分県学校基本調査の児童生徒数より算出 （県要保護児童対策地域協議会関係者聞き取り）		
最終受益者	新生児から中学生までの子どもとその母親世代				123,520人 約70,000人	0～14歳人口（R6.10.1現在） 123,520人を児童のいる世帯の平均児童数：1.76人（H28国民生活基礎調査）で除して、約7万人の母親がいると推定した。		
事業概要	<p>行政の子育て相談窓口は、一部を除いて子どもの年齢や障がいの程度により縦割りとなっており、また大分県は市町村合併により行政の窓口数も限られている。本事業では、産後うつ、ダブルケア、発達障がいの疑いなど様々な事情を抱えた子育て中の母親を対象に、自由な遊び場の提供、お弁当の提供、お土産を持って家庭訪問などNPO等が様々な接点を持つことにより、母親の話しやすい関係性を構築、届きにくい声を聴き社会で孤立しない安心した子育ての環境を作ることを目的とする。</p> <p>対象となる家庭、母親には複合的な問題が起こっていることが支援団体への事前アンケート、ヒアリングで明確となった。また、単体での支援活動では、団体が疲弊し、複合的な問題を解決することが難しいという現状も見えてきた。</p> <p>そこで、この事業では、地域の聴き手を見つけること、また点在する団体のネットワークを作ることで対象となる母親の精神的な安定や社会参加のきっかけづくり、また支援する団体の持続可能な組織を作ることが重要と考えた。</p> <p>①孤育ての困り事を抱える母親を各種相談窓口につなげるための販わり等の仕掛けづくり ②孤育ての困り事を抱える母親の支援団体のネットワークづくり</p> <p>※ 本事業において「孤育て」とは、親族の協力が得られず、近所との付き合いもなく孤立した中で母親が子どもを育てている状態とする。</p>							
573/600字								

III.事業の背景・課題

(1)社会課題	997/1000字
<p>大分県は平成の大合併により、58あった市町村が18へと減少した（減少団体数：全国4位、九州1位。減少率：全国5位）。その結果、市町村の広域化によって、旧市町村単位の細やかな対応が困難となり、行政サービスが必要な人に届かないケースが生じている。また、中山間地率が全国4位ということもあって、大分県では、高齢化集落（高齢化率が50%以上の自治会等をいう。）が急増し、県内の約4割を占めるなど、地域コミュニティの弱体化が進み、近隣の助け合いが困難になってきている。</p> <p>5年に1度の県民意識調査で「男は仕事、女は家庭」という考え方（固定的性別役割分担意識）に同感しない県民が約6割と、調査を追うごとに増えてはいるものの、依然大分県内の中山間地を中心に男性社会の風潮が根強く残っている。また、大分県は育児ストレスが少ないランキング（女性）で全国1位という調査結果（2020ダイヤモンドオンライン発表）があるというものの、「子育ては母親の仕事」という意識が新生児から中学生の子どもを持つ母親世代にも刷り込まれている。そのような母親の中には、親族の協力が得られず、近所との付き合いもなく孤立した中で「孤育て」に追われ、追いつめられている者も少なくない。また、新型コロナウイルスの外出制限・自粛によって、第三者から家庭の中の様子がより見えなくなり、そのような状況はコロナ禍後に十分回復していない。こうしたことから、コロナ禍前に比べて地域での子育て家庭の孤立が一層進んでいることが推測される。身近に相談する場所も時間的余裕もないことで、体調を崩したり、うつなどのメンタル疾患に陥ってしまった母親のケースもよく耳にする。</p> <p>経済的に困窮し満足に食事がとれなかったり、虐待を受けているなど、厳しい家庭環境に置かれている子ども達が県内に約2,400～2,500人いる。代替養育を必要とする子どもは、令和5年度に443人おり、その割合は増加傾向にある。令和5年度福祉行政報告例の概況によれば、大分県は児童相談所における児童虐待相談の対応件数が1,852件で、20歳未満人口千人当たり件数が10.10件と、都道府県（指定都市、中核市等を含む。）別で全国18位の多さである。また、これらの子どもとその保護者は、社会的に孤立し、相談窓口があったとしても、世間体から相談しない場合もあり、一人で問題を抱えてしまうケースも多い。</p>	
(2)課題に対する行政等による既存の取組み状況	198/200字
<p>大分県では、「おいた子ども・子育て応援県民会議」の意見を県の施策に反映するとともに、平成21年度からは「子育て満足度日本一」という言葉を掲げて、子育て分野を重点施策として、様々な事業に取り組んでいる。子育ての悩みや不安を身近に相談できる相手がいらない母親などを対象とした「いつでも子育てほっとライン」（電話相談：24時間365日。SNS相談：24時間受付、平日9～16時に返信）を開設している。</p>	
(3)課題に対する申請団体の既存の取組状況	157/200字
<p>当財団は平成25年の設立以来10年以上にわたって中間支援組織として、上記社会課題に取り組むNPOに対して、「ふるさと創生NPO連携促進事業」等を通じた資金的支援（令和4～6年度実績：2団体各100万円）やOA機器の助成を行うとともに、NPOの運営に関する専門知識を有するアドバイザーを派遣し伴走支援を行ってきた。</p>	
(4)休眠預金等交付金に係わる資金の活用により本事業を実施する意義	194/200字
<p>孤育て当事者は、行政に対する不信感を持っていることが往々にしてある。その子どもが引きこもりになったり、虐待を受けるリスクは高く、学力や職業スキル不足が原因で安定した職業に就けずに貧困に陥ることも予想される。行政の画一的な支援策だけでは十分対応できないため、専門知識を持ったNPOによる機動的で、きめ細かな対応によって家庭環境の改善を図り、子どもの健やかな成長を支援することが重要である。</p>	

IV.事業設計

(1)中長期アウトカム
<p>事業終了後3～5年後に対象地域において、孤育て状態にある母親の社会的孤立からの脱却を支援し、地域活動の充実から母親の届きづらい声を拾い上げ、困り事を共有することで点から面へと支援のネットワークを広げていく。また、埋もれた対象者を掘り起こし、厳しい家庭環境にある子どもとその保護者が経済的困窮や社会的孤立からの脱却を支援する。</p> <p>これにより、地域社会全体で子育てを応援する環境が整い、ヤングケアラーなど困難を抱えていた子どもやひとり親家庭などすべての親子が安心して生活できる状態になると期待される。</p>

(2)-1 短期アウトカム（資金支援）※資金分配団体100字	モニタリング	指標	100字	初期値/初期状態	100字	中間評価時の値/状態	事後評価時の値/状態
大分県内に点在している、「子育てママを応援している其々の活動団体」が課題解決するための情報共有や互いの活動の学びとなる関係をつくることにより、解決策をネットワークで解決できる体制及び自主財源確保の基盤づくりの準備		支援対象者から聴き手に寄せられた相談件数と内容の分析により、より細やかな支援体制の検討ができる。 例) 大分県内児童虐待相談件数2,514件10年前と比較し3.7倍		民間相談箇所の広がり。 県内NPO等で子育て分野は約100団体。相談を実施している団体は10団体にも満たない。 子育て支援団体へのアンケート実施結果。			支援活動団体へ寄せられる相談内容の集約。

(2)-2 短期アウトカム（非資金的支援）※資金分配100字	モニタリング	指標	100字	初期値/初期状態	100字	中間評価時の値/状態	事後評価時の値/状態
実行団体が、行政が所管する各種連絡会議等へ提言できるようにする。 実行団体が、行政が所管する相談機関へ積極的に通報できるようにする。		提言件数 通報件数		0件/年 (現在データの集計がない) 0件/年 (現在データの集計がない)			10件/年（2029年） 120件/年（2029年）
要支援児童を抱える母親の周囲に相談できる人が一人以上いる。		参考 「相談相手はいない」母子家庭		(現在データの集計がない) 参考 9.9%（令和元年大分県子どもの生活実態調査（学校配布・回収・無記名・密封調査）			95%（2029年）

(3)-1 活動：資金支援 ※資金分配団体入力項目	時期
産後うつ、要支援児童、医療的ケア児等を支援する実行団体が、フードパントリー、子育てサロン、地域イベント（子ども食堂、マルシェ等）などを通じて、支援が届きにくい母親との接点をつくる。信頼関係の構築を重視しながら、母親の声を拾い上げ、社会参加のきっかけを作る。さらに、県内NPO等との情報共有により、孤育てて困り事を抱える母親が安心して相談できる居場所をつくる。	2029年

(3)-2 活動：組織基盤強化・環境整備：非資金的支援	時期
実行団体が妥当な目標を設定すること、ガバナンス規程や経理規程等を整備し対外的信用を高めることでステークホルダーからの資金を呼び込んで財政基盤を確立し活動に必要な職員や物資を確保すること、意識調査とその成果による啓発の支援等を行う。 課題に共感する住民やNPOや行政等をつなげるネットワーク作り、実行団体の活動の積極的な情報発信や行政施策化の働きかけ行う。	2029年

V.広報戦略および連携・対話戦略

<p>広報戦略</p>	<p>報告書を作成し、行政その他関係機関に配布するとともに、当財団が実施するフォーラム等を成果発表の場として提供する（通常マスコミ取材あり）。 実行団体のホームページやSNSで成果を公表する。 事業の成果を踏まえたポスター、チラシ、名刺大のカード等を作成し、それを公共施設や店舗に掲示したり、トイレに配置すること等により、地道に広報に取り組む。</p>	<p>173/200字</p>
<p>連携・対話戦略</p>	<p>子ども食堂、放課後等デイサービス、学童保育、引きこもり児童等の学習支援、県内子育て支援のNPO、民生児童委員、産後うつ・要支援児童・医療的ケア児等を支援する病院、医師、助産師、自治会、地域包括支援センター、児童相談所等と当財団が橋渡し役となり、実行団体の成果を反映させる。また、広報を通じて事業の成果に共鳴したNPO等とのネットワーク密度を高め、困りごとを丁寧にきめ細かくすくい取る体制を確立する。</p>	<p>200/200字</p>

VI.出口戦略・持続可能性について **助成期間終了後も社会課題の解決に向けた活動を継続させる戦略・計画を記入してください。**

<p>資金分配団体</p>	<p>本事業の成果を通じて、当財団が行政施策の狭間にある地域課題を解決する能力があることをアピールすることによって、企業等の賛助会員からの寄付をこれまで以上に獲得するとともに、遺贈寄付を在京大分県人会会員等に広く呼びかけたり、地元金融機関と連携して遺贈寄付文化を地方から広げていく（相続による地方から大都市圏への資金移動の抑制を目的とした連携）。これらの取組による資金獲得によって基金を造成することで、財政基盤をより強固なものとし、志はあっても資金不足で十分に活動できていないNPOの社会貢献活動に対する支援を高めていく。 あわせて、明らかになった行政施策の狭間にある課題を、当財団の強みである大分県庁各課との密接な関係を活かした「行政とNPOや企業との橋渡し役」となって、ステークホルダー全員が協働して解決に導いていく体制を構築する。</p>	<p>368/400字</p>
<p>実行団体</p>	<p>高齢化が進む大分県において、余暇の少ない現役世代に多くを期待せず、元気な高齢者を民間公益活動の自立した担い手として育成していく。併せて、元気な高齢者が孤育てに困りごとを抱えた母親の存在に気付くことができるように、緊密になったネットワークを活用しつつ、効果的な啓発活動を模索していく。 自らの活動を様々な手段で広報し、より多くの県民の理解を深めていくことで、民間企業のCSRやボランティアを地域福祉活動につなげる。孤育てに困りごとを抱えた母親の課題を自団体やネットワークを通じて他の民間活動団体や行政相談窓口等と連携して解決していく。一定の成果が積み上がった時点で（急を要する場合は随時）、行政に対して制度化を提案する。</p>	<p>311/400字</p>

VII.関連する主な実績

(1)助成事業の実績と成果	562/800字
<p>・当財団の「ふるさと創生NPO連携促進事業」において、下記団体が行った事業に対して、助成金としてそれぞれ100万円を資金支援した。</p> <p>①令和6年度「NPO団体大分県ダブルケアしましまカフェ」 ダブルケアで悩む世帯を中心に、地域の相談所として、情報プラットフォームの機能を作ることを目的に対象者別（シニア・産後ママ・ケアラズ）のカフェを開催した。今後の包括的な支援や仕組みづくりを行うための調査や、狭間の問題と言われるダブルケアなどの問題を地域で掘り起こし、啓発活動を実施した。ケアラー（当事者）の社会参加を促す一助、高齢者には世代間交流のきっかけづくりの場を提供し、互いに地域で見守る関係づくりを構築した。</p> <p>②令和4年度「NPO法人子育て応援レストラン」 子育て世帯、障がい者や高齢者がそれぞれの農園で、農家の指導の下シェアして農作業を行うことで、農福連携による障がい者の就労支援活動を充実させた。また、季節の野菜を植え付け、管理・収穫し、収穫した野菜を子ども食堂や子育て世帯へのクリスマスプレゼントなどに使用した。農園を拠点に地域の交流が深まり、子どもから高齢者まで、障がいの有無に関わらず各々が生き生きと活躍できる場を提供することを通じて、地域の人々がそれぞれの立場で支える地域連携が生まれ、地域活性化につながった。</p>	
(2)申請事業に関連する調査研究、連携、マッチング、伴走支援の実績、事業事例等	388/800字
<p>大分県内で子どもの健全育成を目的に活動しているNPOに対し、「子育て支援に関するアンケート調査」を実施した（令和7年6月。38団体）。そのうち6団体に対し、実地にヒアリングを行うなどして、課題の抽出と整理を行い、優先的に取り組むべき課題を絞り込んだ。併せて、大分県福祉保健部こども未来課、大分県社会福祉協議会に対し、大分県における子育て支援の実態についての調査を行い、行政等の子育て支援策の現状把握に努めた。</p> <p>大分県知事が当財団の名誉顧問で、常勤職員3名が元県職員であることから、行政との間に密接なネットワークが構築されている。その結果、休眠預金等活用事業の成果の行政施策へのフィードバックが十分期待できる。</p> <p>当財団の「ふるさと創生NPO連携促進事業」において、NPO団体が行った事業に対して、職員3名が各団体の担当として伴走支援を行うなど、事業の非資金的支援を行った。</p>	

VIII.実行団体の募集

(1)採択予定実行団体数	3～5団体（支援団体の組織の実態に合わせて事業規模を設定するため）	
(2)実行団体のイメージ	<ul style="list-style-type: none"> ・貧困家庭へのアウトリーチ（物資支給）時での母親の声の拾い上げ、及び相談できる居場所へ誘導 ・フードパントリー、子育てサロン、地域イベント等や、同行支援、オンライン相談支援等を通じて、孤育ての母親と接点をつくり、相談できる居場所への誘導 ・発達障害等のグレーゾーンの子どもを抱える母親の心のケア支援 ・ダブルケアの母親の社会参加支援 	166/200字
(3)1実行団体当り助成金額	1,500万円～2,500万円（年間の総収入額が500万円未満のNPOが57.1%を占める（『令和6年度大分県NPO団体等の現状把握に関する調査結果報告』P12）ことから、1年間当たり約500万を助成金額の下限としたい。）	111/200字
(4)案件発掘の工夫	<ul style="list-style-type: none"> ・大分県社会福祉協議会を通じた子ども食堂の運営団体の活動内容の把握 ・大分県発達障がい者支援センター及びNPO法人自立支援センターおおいた並びに医療ケア児の保護者等を通じた活動団体の発掘 ・大分県要保護児童対策地域協議会を通じた活動団体の発掘 ・大分県福祉保健部からの情報提供 	138/200字

IX.事業実施体制

(1)事業実施体制、メンバー構成と各メンバーの役割	公益財団法人おおいた共創基金 ・PO2名 理事 谷川真奈美、職員 [REDACTED] ・会計1名 職員 [REDACTED] ・事務補佐3名 職員 [REDACTED]、職員 [REDACTED]、職員 [REDACTED] 外部委託予定 会計相談1名				105/200字															
(2)本事業のプログラム・オフィサーの配置予定 ※資金分配団体用	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="344 368 488 403">人数</th> <th colspan="2" data-bbox="488 368 770 403">内訳</th> <th data-bbox="770 368 1104 403">他事業との兼務</th> <th data-bbox="1104 368 1798 403">左記で「(兼務)予定あり」の場合、業務比率想定を記載</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="344 403 488 497">2</td> <td data-bbox="488 403 631 497">新規採用人数 (予定も含む)</td> <td data-bbox="631 403 770 497">2 名</td> <td data-bbox="770 403 1104 497">予定あり(詳細は右記のとおり)</td> <td data-bbox="1104 403 1798 497">PO1: 本事業80%他事業20%想定(谷川) PO2: 本事業100%想定 ([REDACTED])</td> </tr> <tr> <td data-bbox="344 497 488 571">名</td> <td data-bbox="488 497 631 571">既存PO人数</td> <td data-bbox="631 497 770 571">名</td> <td data-bbox="770 497 1104 571"></td> <td data-bbox="1104 497 1798 571"></td> </tr> </tbody> </table>	人数	内訳		他事業との兼務	左記で「(兼務)予定あり」の場合、業務比率想定を記載	2	新規採用人数 (予定も含む)	2 名	予定あり(詳細は右記のとおり)	PO1: 本事業80%他事業20%想定(谷川) PO2: 本事業100%想定 ([REDACTED])	名	既存PO人数	名						
人数	内訳		他事業との兼務	左記で「(兼務)予定あり」の場合、業務比率想定を記載																
2	新規採用人数 (予定も含む)	2 名	予定あり(詳細は右記のとおり)	PO1: 本事業80%他事業20%想定(谷川) PO2: 本事業100%想定 ([REDACTED])																
名	既存PO人数	名																		
(3)ガバナンス・コンプライアンス体制	当財団は、倫理規程、コンプライアンス規程、情報公開規程、利益相反防止のための自己申告等に関する規程などのガバナンス関係規程を整備済である。そして、理事長の指揮の下、役職員の規律の確保、適切かつ効率的な予算執行を含む当財団における業務全般の適正性確保に向け、着実にコンプライアンス業務を推進するため、全役職員がその遵守に努めている。当財団は令和7年9月、グッドギビングマークの初回認証団体となった。				199/200字															
(4)コンソーシアム利用有無	なし																			

資金計画書

バージョン
(契約締結・更新回数)

1

申請団体/事業種別	資金分配団体	2025年度通常枠
事業期間	2026/04/01 ~ 2029/03/31	
資金分配団体	事業名	孤育てママの声を聴き、ともに支えるママの応援隊
	団体名	公益財団法人おおいた共創基金

	助成金
事業費	117,376,100
実行団体への助成	100,000,000
管理的経費	17,376,100
プログラムオフィサー関連経費	17,604,000
評価関連経費	4,750,000
資金分配団体用	4,750,000
実行団体用	0
合計	139,730,100

資金計画書資料 ①助成概要

1. 事業費 [円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
事業費 (A)	0	46,878,700	45,248,700	25,248,700	117,376,100
実行団体への助成		40,000,000	40,000,000	20,000,000	100,000,000
-					
管理的経費	0	6,878,700	5,248,700	5,248,700	17,376,100

2. プログラム・オフィサー関連経費 [円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
プログラム・オフィサー関連経費 (B)	0	5,868,000	5,868,000	5,868,000	17,604,000
プログラム・オフィサー人件費等	0	4,860,000	4,860,000	4,860,000	14,580,000
その他経費	0	1,008,000	1,008,000	1,008,000	3,024,000

3. 評価関連経費 [円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
評価関連経費 (C)	0	1,510,000	1,620,000	1,620,000	4,750,000
資金分配団体用	0	1,510,000	1,620,000	1,620,000	4,750,000
実行団体用					0

4. 合計 [円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
助成金計(A+B+C)	0	54,256,700	52,736,700	32,736,700	139,730,100

※黄色セルは記入が必要な箇所です。「記入箇所チェック」欄2箇所を、記入漏れがないかご確認をお願いします。

事業名:	孤育てママの声を聴き、ともに支えるママの応援隊
団体名:	公益財団法人おおいだ共創基金
過去の採択状況:	通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されていない。

記入箇所チェック	記入完了
----------	------

提出する規程類(定款・指針・ガイドライン等を含む。以下、「規程類」という。)に以下の必須項目が含まれていることを確認し、本エクセル別シートの「記入例」に倣って該当箇所を記載してください。
過去の採択状況に関係なく、全団体、該当箇所への記載が必要です。

(注意事項)
 ◎規程類を作成する際はJANPIAの規程類を参考にしてください。https://www.janpia.or.jp/about/information/rule.html
 ◎申請時までに整備が間に合わず後日提出するとして規程類に関しては、助成申請書で誓約いただいているとおり、内定通知後1週間以内に提出ください。なお、後日提出時において本様式も併せてご提出ください。
 ◎過去通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されている団体は、「規程類必須項目確認書」の提出のみとし、規程類の提出は不要です。ただし、内容等に変更が生じている場合は該当部分のみ提出をお願いします。
 ◎以下の必須項目は、公益財団法人、一般財団法人、公益社団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人を想定したものです。これ以外の法人については、表を参考に整備してください。なお、ご不明点等はJANPIAへご相談ください。

記入箇所チェック ※3か所とも「記入完了」となるようにしてください。		
記入完了	記入完了	記入完了

規程類に含める必須項目	(参考)JANPIAの規程類	提出時期(選択)	根拠となる規程類、指針等	必須項目の該当箇所 ※条項等
● 社員総会・評議員会の運営に関する規程				
(1)開催時期・頻度	評議員会規則 定款	公募申請時に提出	定款、評議員会規則	定款第16条、規則第3条第2項及び第3項
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款、評議員会規則	定款第17条、規則第3条第2項乃至第5項
(3)招集理由		公募申請時に提出	定款、評議員会規則	定款第16条、規則第3条第2項及び第3項
(4)招集手続		公募申請時に提出	評議員会規則	第4条
(5)決議事項		公募申請時に提出	定款、評議員会規則	定款第15条、規則第10条
(6)決議(過半数か3分の2か)		公募申請時に提出	定款、評議員会規則	定款第19条、規則第11条
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	定款、評議員会規則	定款第20条、規則第14条及び別表
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「評議員会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する評議員を除いた上で行う」という内容を含んでいること ※社団法人においては、特別利害関係を持つ社員の社員総会への出席ならびに議決権の行使に関する除外規定は必須としないこととします。		公募申請時に提出	定款、評議員会規則	定款第19条第1項及び第2項、規則第11条
● 理事の構成に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。				
(1)理事の構成 「各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること	定款	公募申請時に提出	定款 公益認定法	第45条 第5条第10号及び第12号
(2)理事の構成 「他の同一の団体の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	定款 公益認定法	第45条 第5条第11号
● 理事会の運営に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。				
(1)開催時期・頻度	定款 理事会規則	公募申請時に提出	定款	定款第8条第1項、第9条第1項及び第24条第4項
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款、理事会規則	定款第31条、規則第3条第1項
(3)招集理由		公募申請時に提出	定款、理事会規則	定款第8条第1項、第9条第1項及び第30条、規則第5条
(4)招集手続		公募申請時に提出	理事会規則	第3条第2項
(5)決議事項		公募申請時に提出	定款、理事会規則	定款第8条第1項、第9条第1項及び第30条、規則第5条
(6)決議(過半数か3分の2か)		公募申請時に提出	定款、理事会規則	定款第33条第1項、規則第6条第2項
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	定款、理事会規則	定款第34条、規則第7条
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する理事を除いた上で行う」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	定款	定款第33条第1項
● 理事の職務権限に関する規程				
JANPIAの定款(第29条 理事の職務及び権限)に規定するもののほか理事間の具体的な職務分担が規定されていること	理事の職務権限規程	公募申請時に提出	事務決裁規程	別表(第4条関係)
● 監事の監査に関する規程				
監事の職務及び権限を規定し、その具体的内容を定めていること ※監事を設置していない場合は、社員総会で事業報告、決算について審議した議事録を提出してください	監事監査規程	公募申請時に提出	監事監査規程	第3条、第5条乃至第14条
● 役員及び評議員の報酬等に関する規程				
(1)役員及び評議員(置いている場合にのみ)の報酬の額	役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程	公募申請時に提出	役員等の報酬及び費用弁償規程	第3条
(2)報酬の支払い方法		公募申請時に提出	経理規程	第21条第3項

● 倫理に関する規程				
(1) 基本的な人権の尊重	倫理規程 ・ハラスメントの防止に関する規程	公募申請時に提出	倫理規程	第3条
(2) 法令遵守(暴力団、反社会的勢力の排除)		公募申請時に提出	倫理規程	第6条及び第13条
(3) 私的利益追求の禁止		公募申請時に提出	倫理規程	第7条
(4) 利益相反等の防止及び開示		公募申請時に提出	倫理規程	第8条
(5) 特別の利益を与える行為の禁止 「特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わない」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	倫理規程	第9条
(6) ハラスメントの防止		公募申請時に提出	倫理規程	第3条第1号
(7) 情報開示及び説明責任		公募申請時に提出	倫理規程	第10条
(8) 個人情報の保護		公募申請時に提出	倫理規程	倫理規程第11条、個人情報管理規程各条
● 利益相反防止に関する規程				
(1)-1 利益相反行為の禁止 「資金分配団体が実行団体を選定、監督するに当たり、資金分配団体と実行団体との間の利益相反を防ぐ措置」について具体的に示すこと	倫理規程 理事会規則 役員利益相反禁止のための自己申告等に関する規程 就業規則 審査会議規則 専門家会議規則	内定後1週間以内に提出		
(1)-2 利益相反行為の禁止 「助成事業等を行うにあたり、理事、監事、評議員・社員、職員その他の事業協力団体の関係者に対し、特別の利益を与えないものである」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	倫理規程	第9条
(2) 自己申告 「役員員に対して、定期的に「利益相反に該当する事項」に関する自己申告をさせた上で、適切な組織において内容確認を徹底し、迅速な発見及び是正を図る」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	利益相反防止のための自己申告等に関する規程	第3条乃至第5条
● コンプライアンスに関する規程				
(1) コンプライアンス担当組織 実施等を担う部署が設置されていること	コンプライアンス規程	公募申請時に提出	コンプライアンス規程	第3条
(2) コンプライアンス委員会(外部委員は必須) 「外部の有識者等も参加するコンプライアンス施策の検討等を行う組織及びその下に実施等を担う部署が設置されている」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	コンプライアンス規程	第5条及び第6条
(3) コンプライアンス違反事案 「不正発生時には、原因究明、関係者に対する厳格な処分及び再発防止策を確実に実施し、その内容を公表する」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	コンプライアンス規程	第5条第3号乃至第5号
● 内部通報者保護に関する規程				
(1) ヘルプライン窓口(外部窓口の設置が望ましい)	内部通報(ヘルプライン)規程	公募申請時に提出	内部通報規程	第4条第1項
(2) 通報者等への不利益処分の禁止 「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン(平成28年12月9日消費者庁)」を踏まえた内部通報制度について定めていること		公募申請時に提出	内部通報規程	第10条
● 組織(事務局)に関する規程				
(1) 組織(業務の分掌)	事務局規程	公募申請時に提出	組織規程、事務決裁規程	組織規程第2条、事務決裁規程第4条及び別表
(2) 職制		公募申請時に提出	組織規程	組織規程第2条
(3) 職責		公募申請時に提出	組織規程、事務決裁規程	組織規程第2条、事務決裁規程第4条及び別表
(4) 事務処理(決裁)		公募申請時に提出	組織規程、事務決裁規程	組織規程第2条、事務決裁規程第4条及び別表
● 職員の給与等に関する規程				
(1) 基本給、手当、賞与等	給与規程	公募申請時に提出	給与規程	第2条、第6条及び第7条
(2) 給与の計算方法・支払方法		公募申請時に提出	給与規程	第4条及び第5号
● 文書管理に関する規程				
(1) 決裁手続き	文書管理規程	公募申請時に提出	文書印規程	第9条
(2) 文書の整理、保管		公募申請時に提出	文書印規程	第15条及び第16条
(3) 保存期間		公募申請時に提出	文書印規程	第17条
● 情報公開に関する規程				
以下の1.~4.の書類が情報公開の対象に定められていること 1. 定款 2. 事業計画、収支予算 3. 事業報告、貸借対照表及び損益計算書、財産目録 4. 理事会、社員総会、評議員会の議事録	情報公開規程	公募申請時に提出	情報公開規程	別表(第6条関係)
● リスク管理に関する規程				
(1) 具体的リスク発生時の対応	リスク管理規程	公募申請時に提出	リスク管理規程	第6条
(2) 緊急事態の範囲		公募申請時に提出	リスク管理規程	第12条
(3) 緊急事態の対応の方針		公募申請時に提出	リスク管理規程	第15条
(4) 緊急事態対応の手順		公募申請時に提出	リスク管理規程	第19条
● 経理に関する規程				
(1) 区分経理	経理規程	公募申請時に提出	経理規程	第5条
(2) 会計処理の原則		公募申請時に提出	経理規程	第8条及び第9条
(3) 経理責任者と金銭の出納・保管責任者の峻別		公募申請時に提出	経理規程	第12条及び第13条
(4) 勘定科目及び帳簿		公募申請時に提出	経理規程	第10条
(5) 金銭の出納保管		公募申請時に提出	経理規程	第21条及び第22条
(6) 収支予算		公募申請時に提出	経理規程	第17条及び第18条
(7) 決算		公募申請時に提出	経理規程	第35条乃至第37条

団体情報入力シート

(1)団体組織情報

法人格	団体種別	公益財団法人	資金分配団体/活動支援団体
団体名	おおいた共創基金		
郵便番号	870-0907		
都道府県	大分県		
市区町村	大分市		
番地等	大津町2-1-41		
電話番号	097-556-3116		
WEBサイト(URL)	団体WEBサイト	https://www.mejiron.org/ja/	
	その他のWEBサイト (SNS等)	https://www.facebook.com/mejiron.org/	
		https://www.instagram.com/mejiron.oita/	
設立年月日	2013/01/11		
法人格取得年月日	2013/01/11		

(2)代表者情報

代表者(1)	フリガナ	ツルタ コウイチロウ
	氏名	鶴田 浩一郎
	役職	代表理事
代表者(2)	フリガナ	
	氏名	
	役職	

(3)役員

役員数 [人]	19
理事・取締役数 [人]	7
評議員 [人]	10
監事/監査役・会計参与数 [人]	2
上記監事等のうち、公認会計士または税理士数 [人]	1

(4)職員・従業員

職員・従業員数 [人]	5
常勤職員・従業員数 [人]	4
有給 [人]	4
無給 [人]	0
非常勤職員・従業員数 [人]	1
有給 [人]	1
無給 [人]	
事務局体制の備考	

(5) 会員

団体会員数 [団体数]	0
団体正会員 [団体数]	
団体その他会員 [団体数]	
個人会員・ボランティア数	0
ボランティア人数(前年度実績) [人]	
個人正会員 [人]	
個人その他会員 [人]	

(6) 資金管理体制

決済責任者、経理担当者・通帳管理者が異なること	-
決済責任者 氏名/勤務形態	
通帳管理者 氏名/勤務形態	
経理担当者 氏名/勤務形態	

(7) 監査

年間決算の監査を行っているか	外部監査で実施
----------------	---------

(8) 組織評価

過去3年以内に組織評価（非営利組織評価センター等）を受けていますか	受けている
認証機関/認証制度名/認証年度を記入してください	公益財団法人日本非営利組織評価センター/グッドギビングマーク/ 2025年度 https://goodgiving.jcne.or.jp/accredited-organizations/

(9) その他

業務別に区分経理ができる体制の可否	区分経理できる体制である
-------------------	--------------

(10) 助成を行った実績

今までに助成事業を行った実績の有無	あり
申請前年度の助成件数 [件]	21
申請前年度の助成総額 [円]	5,305,160
助成した事業の実績内容	NPO活動支援助成金、O A 機器寄贈

(11) 助成を受けた実績

今までに助成を受けて行っている事業の実績	あり
助成を受けた事業の実績内容	コンソーシアムによる休眠預金事業緊急枠

